

議第97号

専決処分につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和7年4月25日

滋賀県知事 三日月大造

専決処分につき承認を求めることについて

滋賀県税条例の一部を改正する条例の制定については、緊急に処理する必要があり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のように専決処分したから、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

滋賀県税条例の一部を改正する条例の制定について

次のとおり滋賀県税条例の一部を改正する条例を制定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和7年3月31日

滋賀県知事 三日月大造

滋賀県税条例の一部を改正する条例

滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第55条第1項中「数量」の右に「（第1号または第2号の場合にあつては、当該消費に係る軽油に既に軽油引取税が課され、または課されるべき軽油が含まれているときは、当該消費に係る軽油の数量から当該含まれている軽油に相当する部分の数量を控除した数量とし、第5号の場合にあつては、法第144条の32第1項第1号または第2号の規定により製造の承認を受けた当該消費または譲渡に係る軽油に既に軽油引取税または揮発油税が課され、または課されるべき軽油または揮発油が含まれているときは、当該消費または譲渡に係る軽油の数量から当該含まれている軽油または揮発油に相当する部分の軽油の数量を控除した数量とする。）」を加える。

付則第8条第1項から第4項までの規定中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、同条第5項中「令和7年3月31日」を「令和12年3月31日」に改め、同条第8項から第11項までおよび第13項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

付則第9条第1項、第2項および第5項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改

める。

付則第10条の2の6に次の1項を加える。

- 7 鉄道事業または軌道事業を営む者（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第105条第2項ただし書に規定する特定貨物輸送事業者または同法第129条第2項ただし書に規定する特定旅客輸送事業者に限る。）のうち法附則第12条の2の7の2第1項の規定の適用を受けた者が、令和9年3月31日までに、当該適用を受けて製造を行つた炭化水素油（第54条第3項に規定する炭化水素油をいう。）である軽油を鉄道用車両または軌道用車両の動力源に供するため自ら消費する場合には、当該軽油の消費については、第55条第1項（第5号（軽油の消費に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。

付則第10条の2の12第1項から第3項までの規定中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、同条第4項および第5項を削り、同条第6項中「施行規則附則第4条の11第14項に規定する」および「施行規則附則第4条の11第15項に規定する」を「総務省令で定める」に改め、「車両総重量」の右に「（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。）」を、「トラック」の右に「（総務省令で定める被けん引自動車を除く。）」を加え、「道路運送車両法」を「同法」に、「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」を「前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項において「衝突被害軽減制動制御装置」という。）に係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるもの」に、「施行規則附則第4条の11第13項に規定する」を「総務省令で定める」に、「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、同項を同条第4項とし、同条第7項中「施行規則附則第4条の11第19項に規定する」を「総務省令で定める」に改め、同項を同条第5項とする。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（不動産取得税に関する経過措置）

- 2 この条例による改正後の滋賀県税条例（以下「新条例」という。）の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（軽油引取税に関する経過措置）

- 3 新条例第55条第1項（第1号、第2号および第5号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後の軽油の消費および譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日前の軽油の消費および譲渡に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。
- 4 新条例付則第10条の2の6第7項の規定は、施行日以後の軽油の消費に対して課すべき軽油引取税について適用する。

(自動車税に関する経過措置)

- 5 令和6年4月30日までに取得されたこの条例による改正前の滋賀県税条例付則第10条の2の12第4項および第5項に規定する自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。